

呉市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括提携
協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、呉市内の活性化に向けて、互いに連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協働による取組を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 子育て及び教育分野の支援に関すること。
- (3) 健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (4) 市民生活及び防災分野の支援に関すること。
- (5) 都市基盤整備及び持続可能なまちづくりに関すること。
- (6) 環境対策及び循環型社会の形成に関すること。
- (7) その他地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の実施時期、実施方法等については、甲乙間で協議の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、定期的な意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更等）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙間で協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たって相手方より知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又は本協定に基づく連携・協定以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、事前に協議を行い、必要な範囲に限り、当該情報の開示を行うものとする。

（疑義解決の方法）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲及び乙のいずれからでも、本協定を更新しない旨の申出がないときは、これを1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各々1通を保有する。

令和 7年 5月 20日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市

呉市長

新原 芳明



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役

阿久津 知洋

